

## 令和2年度愛知県医療従事者応援金交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる「愛知県医療従事者応援金（以下「応援金」という。）」を交付することについて、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、応援金の交付の申請、決定その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この応援金は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者（医師、看護師、臨床検査技師等）の処遇改善を推進するため交付するものである。

### (交付対象)

第3条 応援金の補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、新型コロナウイルス感染症患者が入院した医療機関とする。

### (応援金の額)

第4条 応援金の額は、別表によるものとし、応援金交付の対象として知事が認める経費（令和2年4月1日以降に支出したものに限る。）について、同表の補助基準額に従い交付するものとする。

ただし、他の補助金の交付の対象となる経費は対象としない。

2 前項に加え、新型コロナウイルス感染症患者1人当たり10万円を上乗せして交付するものとする。

### (応援金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、新型コロナウイルス感染症患者が退院した翌月以降、令和3年3月10日までに別添様式第1号「令和2年度愛知県医療従事者応援金交付申請書」（以下「申請書」という。）に別紙1「令和2年度愛知県医療従事者応援金所要額調書」、別紙2「令和2年度愛知県医療従事者応援金使用計画書」及び別紙3「新型コロナウイルス入院患者受入報告書」を添付して、知事に提出しなければならない。

2 別添様式第1号に記載される重症及び重篤患者の人数については、交付決定時に現地確認することがある。

3 申請書の提出先は、愛知県保健医療局健康医務部医務課とする。

### (応援金の交付の決定)

第6条 知事は、応援金の交付申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査結果について、別添様式第2号「令和2年度愛知県医療従事者応援金交付（不交付）決定通知書」により、申請者あて通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、事業の内容について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ別添様式第3号「令和2年度愛知県医療従事者応援金事業変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助金額の増
- (3) 補助金額の3割以上の減

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別添様式第4号「令和2年度愛知県医療従事者応援金事業廃止(中止)承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中止又は廃止の事業が交付決定の以前である場合には、当該申請書の受理をもって前項に規定する知事の承認をうけたものとみなす。

(実績報告)

第10条 応援金の交付決定を受けた補助事業者は、応援金使用計画書の用途に記した事項が完了した時点で、別添様式第5号「令和2年度愛知県医療従事者応援金事業実績報告書」及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(応援金の額の確定通知)

第11条 知事は、規則第14条の規定により交付金の額を確定したときは、別添様式第6号「令和2年度愛知県医療従事者応援金の額の確定通知書」により補助事業者に通知するものとする。

(応援金の交付)

第12条 前条により応援金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに別添様式第7号「令和2年度愛知県医療従事者応援金請求書」を知事に提出しなければならない。

なお、応援金の交付は、補助事業者が指定した銀行等への口座振込みにより行う。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を納付させることがある。

(契約の締結)

第14条 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」の規定により厚生労働大臣が別に定める期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

2 規則第20条第1項第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、経費の収支を明らかにした書類、帳簿、証拠書類等を整備し、かつ補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第17条 知事は、補助事業者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(不交付要件)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、支給すべき応援金を支給せず、又は支給した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書に偽りの記載をして、応援金の交付決定を受けたとき

(2) 当該応援金をその目的以外の目的に使用したとき

附則

本要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年1月26日に遡及して、これを適用する。

附則

本要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

本要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年2月10日から施行する。

様式第1号別紙2及び別紙3については、なお従前の例によることができる。

事 項	内 容													
補助事業者	新型コロナウイルス感染症患者が入院した医療機関													
対象経費※ <sup>1</sup>	①新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応した医療従事者に対して支払う手当 ②医療従事者が家族の感染の防止のためホテル等宿泊施設に宿泊した費用に対する手当 ③妊娠中の医療従事者、学校等が臨時休業となった生徒、児童を持つ医療従事者、濃厚接触者となったため自宅待機する医療従事者の代替職員の賃金 ④患者の増加に伴い増員した医療従事者の賃金 ⑤その他、医療従事者の処遇改善に資する経費 ⑥新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応するために医療機関が購入した機材・資材の経費 ⑦新型コロナウイルスに感染した患者を医療機関が受け入れるために必要となった経費													
補助基準額	a.新型コロナウイルス感染症患者※ <sup>2</sup> が入院した医療機関 <table border="1" data-bbox="448 981 1401 1256"> <tbody> <tr> <td>(1)新型コロナウイルス感染症患者1人当たり (軽症・中等症)</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>(2)(1)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する(重症)</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>(3)(2)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する(重篤)</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table> b.上記 a の患者が転院した場合に受入れを行った医療機関 <table border="1" data-bbox="448 1393 1401 1668"> <tbody> <tr> <td>(4)新型コロナウイルス感染症患者1人当たり (軽症・中等症)</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>(5)(4)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する(重症)</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>(6)(5)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する(重篤)</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>		(1)新型コロナウイルス感染症患者1人当たり (軽症・中等症)	100万円	(2)(1)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する(重症)	100万円	(3)(2)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する(重篤)	200万円	(4)新型コロナウイルス感染症患者1人当たり (軽症・中等症)	100万円	(5)(4)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する(重症)	100万円	(6)(5)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する(重篤)	200万円
(1)新型コロナウイルス感染症患者1人当たり (軽症・中等症)	100万円													
(2)(1)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する(重症)	100万円													
(3)(2)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する(重篤)	200万円													
(4)新型コロナウイルス感染症患者1人当たり (軽症・中等症)	100万円													
(5)(4)の患者が重症化し、気管挿管を伴う人工呼吸器を装着又はICUで対応した場合に加算する(重症)	100万円													
(6)(5)の患者が更に重篤化し、ECMOを装着した場合に加算する(重篤)	200万円													

※1 対象経費のうち、医療従事者応援金の趣旨を重視し、①には必ず充当すること。

※2 補助基準額の算定対象となる新型コロナウイルス感染症患者は、令和2年1月26日以降に愛知県が発表し、令和3年2月28日までに退院した者とする。